

リアル講座

オンライン講座

オンデマンド講座

大学(短大)へ

無料

消費者教育出前講座の講師を派遣します

★18歳で大人です★

18歳になると、未成年者取消権が行使できなくなります。
大人になったばかりの若者が、消費者トラブルに遭うことが心配されています。

18歳になると、親権者の承諾なしで契約できます。例えば・・・

- ★スマートフォン
- ★車・バイク
- ★賃貸アパート
- ★クレジットカード
- ★株式など投資関連の取引



こんなトラブルが起っています！

ネットを利用した消費者トラブル増加



1回のつもりが定期購入
4万円の請求払えない！



稼げないし、友人も失った！
(マルチ商法)



クレジットの手数料が分からない！

事前の知識があれば、トラブルを回避できます
講師が契約についてわかりやすく、コンパクトにご説明します

裏面を御覧ください➡

講座案内

出前講座の実施形態

1. 学生支援担当部署から学生への注意喚起として実施
2. 法、家政、教育、社会福祉、経済・経営、社会等の授業、キャリア教育等と関連付けて実施
3. 学生対象の講演等で実施

出前講座の実施時期・時間等

1. 申込受付時期 令和5年2月17日（金）まで（予定校数に達した場合はお断りすることがあります）
2. 講座実施期間 令和5年3月17日（金）まで
3. 講座時間 短時間から授業一コマまで、ご希望を伺いご相談させていただきます。講座の最後に、学生の皆様に簡単なアンケート（Web 又は紙媒体）への回答をお願いします。

出前講座の内容

「社会への扉」（消費者庁）等のパワーポイントを使用して、以下のメニューから、ご希望に沿って行います。

- a. 自立した消費者として知っておきたい契約の基本
- b. ネットショッピング等のインターネット関連の消費者トラブル
- c. 連鎖販売取引（マルチ商法）のトラブル、情報商材など、儲け話や副業のトラブル
- d. 美容関連のトラブル（エステ、美容医療、サプリメント等）
- e. クレジットカードの基本
- f. 新生活に関連するトラブル（賃貸アパート等）
- g. その他
- h. a～fを、任意に組み合わせる

消費生活センターに寄せられた具体的な相談事例に基づき、「自分事」として意識できる実践的な講座をお届けします。

出前講座の実施方法

講座は、以下の実施方法から、ご希望に沿って行います。

1. リアル講座

講師が学校へ訪問し、対面方式で講座を実施します。

2. オンライン講座

オンラインシステムを利用し同時双方向型で講師が遠隔から講座を実施します。

3. オンデマンド講座

オンラインシステムを利用し非同期型で講師が遠隔から講座を実施し、学生は一定期間、パソコン、タブレット、スマートフォンから受講できます。大学の遠隔授業の一部に組み込むことも可能です。（本講座が提供する専用サイトあるいは大学の遠隔学習システムから配信）

◆お申込・お問合せ方法◆ 申込・問合せシートに御記入のうえ

①eメールで⇒wakamonodemae@zenso.or.jp

②FAXで⇒03-5614-0743

この事業は消費者庁より受託した(公社)全国消費生活相談員協会が実施しています。

電話でのお問合せ先:(公社)全国消費生活相談員協会

電話:03-5614-0543 消費者庁消費者教育出前講座担当

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 2-3-5 グランドメゾン日本橋堀留 101

(公社)全国消費生活相談員協会について <https://www.zenso.or.jp/>

